

河内川ダム建設の無駄と無謀 その④8

ひそかに設計変更された河内川ダム 「多目的ダムから洪水調節専用ダムへ」

（小浜市）松本 浩

福井県は国と謀り河内川ダム事業で多額の交付金詐取を計画し且つ実行した。試験湛水は施行されておらず、「多目的ダム竣工」とは民を欺く詐欺である。

令和6年(2024年)7月12日午前、小浜市役所上下水道課において公文書非公開処分に係る説明の機会が設けられ、請求者松本は河原課長と出口課員の二人から処分理由の説明を受けた。

松本：河内川ダム基本協定書第2条規定の工事内容を示す「別添事業計画書」が非公開処分された理由が、当該文書「不存在のため」とされたことに私は、一市民として納得できませんので、本日の機会をお願いした次第です。

職員：はい。

松本：この問題につきましては、数年前、青木課長と田中補佐のときにも公開請求して非公開処分されたことがあります。

職員：はい。

松本：その際、公開を嫌った何者かが河内川ダムの綴りから「別添事業計画書」を抜き取って隠したのだとしたら、もう今は戻されているかも知れないと思って再請求させて頂いたような訳です。

職員：……

松本：……で、本当に無いんですか。

職員：はい。この綴りにありません。

松本：……出口さんがお持ちのその綴りに「別添事業計画書」は綴じられていたんだと思いますが、どなたかが破り捨てるか抜き取って隠蔽するかしないと、書類が自然消滅することはないでしょう。

職員：……

松本：平成元年3月の当初契約時に河内川ダム「事業計画書」はあった筈ですね。

総事業費234億円、小浜市の負担は15億6000万円あまりの工事ですから、工事の内容も知らずに小浜市が協定書に公印を押したということはありません。

職員：……

松本：当時の市長、辻與太夫市長は「わしが市長になったときはもう、レールがちゃんと敷かれとって、わしはただ判を押してレールの上を走るだけになったんや」とおっしゃってましたが、そのときから「別添事業計画書」は存在しなかったのですか。

職員：……

松本：お調べ頂きましたか。

職員：……

松本：本件「基本協定書」の第2回目の変更契約は平成14年3月ですが、この変更で総事業費が234億円から415億円に181億円増額されたんですが、181億円の事業費増の中身は何だったのか、それは当然「事業計画書」に出ている筈ですね。

職員：……

松本：当時の市長さんは村上さんでしたが、今回、当該公文書の非公開処分に当たって、当時の村上市長さんに事情をお聞きになりましたか。

職員：……いや

松本：181億円の増額は、小浜市の負担増額にすると12億円あまりになります。その「基本協定書」変更の際して小浜市は福井県から別添の「事業計画書」の提示も受けなかったのですか。

職員：……押印は変更部分の一枚だけです

ので…

松本：… それで、そのとき変更された「別添事業計画書」はあったんですか、なかったんですか。

職員：…

松本：第4回目の本件「協定書」変更は、

平成24年8月28日です。この時の変更に伴う「別添事業計画書」も「不存在」として非公開処分されましたが、本件変更時、河内川ダムは多目的ダムから洪水調節専用ダムに変更された後ですから、「別添事業計画書」も当然変更されてる筈ですが、「不存在」とはどういうことですか。

職員：…

松本：この重大な変更にあたって協定書に小浜市の公印を押されたのは松崎市長ですが、押印時「別添事業計画書」は当然存在した筈ですね。

職員：…

松本：松崎市長に事情をお聞きになりましたか。

職員：いや…

松本：…

職員：…

松本：河内川ダムは、実体のうえでも計画のうえでも市民の役に立たないだけでなく、令和元年度までの小浜市の負担金はすでに26億円を超えていますし、今後も、市民に大きな負担がかかってくる…維持管理費、災害補償費、改修費など大変な負担が小浜市民にかかってくる施設ですね。

職員：はい。

松本：そういう施設に対するあなた方小浜市のこれまでの対応の仕方は、あまりにも杜撰(ずきん)ではありませんか。

職員：…はい。

北川総合開発事業河内川ダム建設工事に関する基本協定書

河川管理者 福井県知事 栗田幸雄(以下「甲」という。)と水道事業者 小浜市長 辻 與太夫(以下「乙」という。)と水道事業者 上中町長 井ノ口英也(以下「丙」という。)と上中町工業用水道事業施行者 上中町長 井ノ口英也(以下「丁」という。)と特定かんがい用水補給者 上中町長 井ノ口英也(以下「戊」という。)とは、北川総合開発事業河内川ダム建設工事について、次のとおり協定する。

(総則)

第1条 この協定は、甲と乙と丙と丁と戊が共同して、河内川ダム建設に関する工事(調査・附帯工事を含み、以下「共同工事」という。)を施行するため必要な基本的事項について定めるものとする。

(共同工事の内容等)

第2条 共同工事の内容は、次のとおりとする。

- 一 工事名 河内川ダム建設工事
- 二 施行場所 福井県遠敷郡上中町熊川地内
- 三 工事内容 別添事業計画書のとおり
- 四 工事費概算額 23,400,000,000円

2 前項の内容を変更しようとするときは、甲、乙、丙、丁および戊が協議して定めるものとする。

(以下第3条～第11条を省略。)

平成元年3月31日

甲	河川管理者 福井県知事	栗田 幸雄
乙	水道事業者 小浜市長	辻 與太夫
丙	水道事業者 上中町長	井ノ口 英也
丁	上中町工業用水道事業施行者 上中町長	井ノ口 英也
戊	特定かんがい用水補給者 上中町長	井ノ口 英也